省　令

○総務省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第四号中「第二条第一項第二十八号の十七」を「第二条第一項第二十八号の九」に改める。

第百二十条第五項を削る。

第百二十二条第五項を削る。

第百二十五条第二項及び第三項中「第六」を「第五」に改める。

第二百十四条第一項第八号中「第六節」を「第四節」に改める。

別表第一号注1中「記載するとともに、デジタル放送を行う場合は「テレビジョン放送（デジタル放送）」のように」を削る。

別表第五号の第五号中「(4)　テレビジョン放送」を「(4)　アテレビジョン放送（標準精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送に限る。）」に改め、(5)及び(6)を削り、(7)を(5)とし、同号(8)ウからオまでを削り、同号中(8)を(6)とし、(9)を(7)とし、同表注四から注六までを削り、注七を注四とし、注八から注十六までを注五から注十三までとする。

別表第六の一号注1中「（デジタル放送）」を削り、「協会の放送」を「民間基幹放送事業者の放送」に改め、同表注3(2)中「又はテレビジョン多重放送」を削る。

別表第六の二号注1中「（デジタル放送）」を削り、同表注5(4)ア中「放送時間（」を「放送時間全体（」に、「）全体」を「）」に改め、同注に次のように加える。

(6)　有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

別表第六の三号注1中「デジタル放送」を「放送」に改める。

別表第七の一号の表中「基幹放送事業者」を「地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者」に改め、同表注2(3)ア(注1)中「者」の次に「（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）」を加え、同(注1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の一号注2(3)イ中(注7)を(注8)とし、(注6)の次に次のように加える。

（注７）　特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の一号注2(4)の表中「基幹放送事業者の10分の１を超える議決権」を「地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権」に改め、同注(4)(注1)(イ)中「特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する」を削り、同注(5)の表中「議決権を有する他の基幹放送事業者」を「議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者」に改め、同注(9)ア(イ)及びウ(イ)中「又はテレビジョン多重放送」を削る。

別表第七の二号の表中「衛星基幹放送事業者」の次に「若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者」を加え、同表注2(3)(注1)中「者」の次に「（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）」を加え、同(注1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の二号注2(4)及び(5)の表中「衛星基幹放送事業者」の次に「若しくは移動受信用地上基幹放送事業者」を加える。

別表第七の三号の表中「他の」の次に「衛星基幹放送事業者若しくは他の」を加え、同表注2(3)(注1)中「者」の次に「（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）」を加え、同(注1)に次のただし書を加える。

ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

別表第七の三号注2(4)の表中「議決権又は」の次に「衛星基幹放送事業者若しくは」を加え、同注(5)の表中「100分の33.33333を超える議決権を有する」の次に「他の衛星基幹放送事業者若しくは」を加える。

別表第八号第２ア注1中「営業収益」を「売上高」に改める。

別表第二十号第１の６及び別表第二十一号第１の５中

基幹放送の種類

を

基幹放送の種類

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

に改める。

別表第二十一号別紙２の１注９及び注13中「第15号」を「第13号」に改め、同注13(2)中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同注(3)中「、第16条第２項又は第22条第２項」を「又は第15条第２項」に改め、同表別紙２の１注28中「テレビジョン放送の標準方式」を「デジタル有線テレビジョン放送方式」に、「映像・音声信号搬送波各（何）波」を「搬送波（何）波」に改める。